

令和8年度 看護職員の負担軽減および処遇の改善に関する取り組み計画

項目	対策		目標達成年度
多職種との タスクシェア タスクシフト を推進する	薬剤師	病棟への薬剤払い出しにおいて、病棟看護職員の負担軽減の為 病棟において薬剤師も個人薬の分別を行う	令和8 年度末
		持参薬の鑑定 常備薬の定数管理	
	放射線技師	検査台への移動介助	
	リハビリテ ーション科	リハビリ室への利用者の送迎、ベッドサイドリハビリの実施	
	臨床検査技師	病棟での検体採取業務を行い、看護職員の負担軽減を図る	
	事務職	入所前の入所案内各種手続きを事務職が担い、看護職員が 看護業務に専念できる体制を整える	
看護補助者の 活用を推進する	看護補助者を適正に配置・活用し、病棟内において看護職員が行う書類・伝票整理・作成 の代行や看診療録の準備等を業務分担することで、他部署への伝達依頼・検体出し等を行 い看護職員の業務負担軽減を図る。		令和8 年度末
妊娠中・子 育て中の看 護職員の負 担を軽減す る	・妊娠中は夜勤免除する。 ・小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、就業規則に定めるところにより、 夜勤及び休日勤務、時間外勤務を制限する。 ・育児短時間勤務については就業規則に定めるところにより取得することができる ・半日単位・時間単位の休暇取得制度がある。 ・令和8年度より時間単位年休を3日から5日へ変更 ・小学校第3学年終了までの子を養育する職員は5日を上限とした「子の看護等休暇」を取 得することが出来る。 ・要介護状態にある家族の介護には5日を上限として「介護休暇」を取得することがで きる。 ・介護短時間勤務については、就業規則に定めるところにより取得することができる ・男性の育児休業については就業規則に定めるところにより取得することができる。		令和8 年度末
夜勤に対する 負担を軽減する	・夜勤回数の上限回数を6回までとする。 ・1・2・3・5病棟においては夜間看護補助者を配置し、看護業務の補佐を行う ・各病棟において、早出・遅出勤務者を配置し業務の軽減を図る ・夜勤専従職員を配置し、夜勤専従職員以外の夜勤回数を減らす。		令和8 年度末
働き続けるこ とが出来 る職場環 境を整える	・看護配置基準を10対1を維持できるように看護職員を適正に管理し、年休等休暇が 取得しやすい体制を整備する。 ・病棟には、電動ベッドを設置し、看護・介護の負担軽減を図る。		令和8 年度末
業務量の調整	・業務量を把握し、部署間支援体制を整える。 ・適正な人員配置の為、ローテーションを行う。		令和8 年度末
役割分担 推進のため の組織	・役割分担推進のための話し合いを各部署病棟会議において話し合いをで行う。 ・当計画の実施状況については、課長主任会議に提案し、多職種が参加するタスク・シフ ト推進委員会において検討審議を行う。		令和8 年度末